

しらかわ・地域産業6次化ネットワーク 設置要領

(目的)

第1条 福島県県南地方の豊かな地域資源、地域力を発揮しながら、1次・2次・3次産業が様々な形で融合した新たな地域産業を創出し、地域の活性化を図るため、農林漁業者と商工業者等の情報共有、マッチング、シーズ発掘の場となる「しらかわ・地域産業6次化ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

(事業)

第2条 ネットワークは、全県ネットワークと連携し、次の事業を行う。

- (1) ネットワーク交流会の開催
- (2) 全県ネットワークセミナーへの参加
- (3) 先進地視察研修の実施
- (4) 6次化商品推進キャンペーンへの参加
- (5) 会員・関係団体等との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ネットワークの目的達成に必要な事業

(会員)

第3条 ネットワークは、農業経営者や食品関連企業、農業参入企業を始め、地域産業6次化に関心と意欲のある個人・法人・団体及び「しらかわ・地域産業6次化推進協議会」構成員をもって組織する。

- 2 ネットワークの目的に賛同し、これを援助する個人、団体を会員とすることができる。
- 3 ネットワークに加入を希望する者は、しらかわ・地域産業6次化ネットワーク加入申込書により事務局に申し込むものとする。
なお、会員相互の情報交換のため、加入申込書の内容は、ネットワーク会員に公開するものとする。

(会費)

第4条 ネットワークの入会金及び会費は無料とする。

(運営)

第5条 ネットワークの運営は、「しらかわ・地域産業6次化推進協議会」が当たる。

- 2 ネットワークの事務局は、福島県県南農林事務所企画部地域農林企画課内に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、「しらかわ・地域産業6次化推進協議会」において決定する。

附 則

この要領は、平成22年5月28日から施行する。

